労働者には最低賃金! 家内労働者には最低工賃!!

守ろう家内労働法確かめよう最低工賃

自宅などを作業場として、製造・加工業者や販売業者(問屋など)などから物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことを「家内労働」、家内労働を行う者を「家内労働者」といいます。

東京都内の事業場とその事業場で働く労働者には、東京都最低賃金が適用されます。 同様に、委託者とその委託者から委託を受ける家内労働者には、家内労働法に基づき最 低工賃が適用されます。

現在、東京都において最低工賃が定められているのは次の3業種です。

東京都革靴製造業最低工賃

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

東京都電気機械器具製造業最低工賃

委託者は、東京都内で特定の業務に従事する家内労働者に対し、次ページ以降に記載された金額以上の工賃を支払わなければなりません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)又は 東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ 賃金・最低賃金・家内労働関係 家内労働に関すること







1 東京都革靴製造業最低工賃

効力発生の日

令和5年8月9日

【適用対象者】 東京都内において、革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者及び その委託者

靴1足につき下記金額

業務	ā	品目	規	格 		金 額
			革の種類	型及びデザイン	(下記の工程すべてを行う場合)	
	紳士靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、 無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は	811円
					テープ取り、かかと部の縫いまと	
					め、裏張り並びに縁ミシン掛け	
					甲革の縁すき及び縁折り込み又は	
				裏付き、無飾り及び	テープ取り、えぐり折り込み部への	
製		パンプス	同上	ヒール付き	補強テープの挿入、かかと部の縫	685円
	婦			2 ////	いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛	
	7115				lt	
				裏付き、ファスナー付	甲革の縁すき及び縁折り込み又は	
	人			き、はぎ付き(2か所	テープ取り、上縁の折り込み部へ	
甲		ショートブーツ	同上	に行うものに限る。)	の補強テープの挿入、ファスナー	1,281円
十				及びヒール付き	付け、かかと部の縫いまとめ、裏	
	靴			70 C 77 I C	張り並びに縁ミシン掛け	
	+16			 裏付き、無飾り、前あ	甲革の縁すき及び縁折り込み又は	
		サンダル	牛革の地生	き、ふち折り、バック	テープ取り、裏付け、縁ミシン掛	616円
		32770	1 = 0251	バンド及び美錠付き	け、さらい、バンド穴あけ並びに美	0 1 0 1 3
				777 / X O X WEIT C	錠付け	
	紳士靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん	689円
					入れ、つり込み、起毛並びにシャン	
7					ク又は中しん入れ並びに本底張付	
(セメンテッド方式によるものに限る。					け	
. 길					中底仮止め、先しん及び月型しん	
底で				裏付き及びヒール付	入れ、つり込み、起毛並びにシャン	764円
ŀ,				き	ク又は中しん入れ、本底張付け並	7 0 4 1 3
万二		パンプス	同上		びにヒール付け	
付に	婦	/////			中底仮止め、先しん及び月型しん	
13 5				裏付き、ヒール付き	入れ、つり込み、起毛並びにシャン	883円
ې م	人			及びストム付き	ク又は中しん入れ、本底張付け並	00313
- δ					びにヒール付け	
けに					中底仮止め、先しん及び月型しん	
限	靴	ショートブーツ	同上	裏付き及びヒール付	入れ、つり込み、起毛並びにシャン	1,107円
る 。				き	ク又は中しん入れ、本底張付け並	1,10713
\smile					びにヒール付け	
		サンダル	牛革の地生		中底仮止め、つり込み、起毛、本	616円
				き	底張付け及びヒール付け	0 1 0 1 3
	紳士靴		牛革の銀付き	外羽根、無飾り及び	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)	140円
		m i → +lb	又はガラス張り	ひも付き	及び腰革(内側)の裁断	. , , , ,
裁		パンプス	同上	無飾り及びヒール付	甲革の本体、内腰及びヒール巻き	120円
松北	婦		1-7-7-	き	の裁断	, 2 VIJ
				ファスナー付き、はぎ		
		ショートブーツ	同上	付き(2か所に行うも	 甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
	人		I I⊸I ⊥	のに限る。) 及びヒー		10017
座で				ル付き		
断				無飾り、前あき、ふち		
	靴	サンダル	牛革の地生	折り、バックバンド及	甲革の本体、ベルト及びヒール巻	130円
				び美錠付き	きの裁断	, ,

2 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

効力発生の日

令和6年8月31日

【適用対象者】

東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品 目 ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)

工程	規	格	金	額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に	5針以上	1か所につき	19円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に	3針以上	10 センチメートルにつき	22円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に	4針以上	20 センチメートルにつき	29円
スナップ付け	1センチメートル型		1組につき	26円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん		1組につき	32円
מייט אייט אייט אייט אייט אייט אייט אייט	ウエスト用以外、小、2つ穴		1組につき	28円
	18ミリメートル以下、	根巻き2~3回	1個につき	17円
	2つ穴、糸足つき	根巻き4回以上	1個につき	17円
ボタン付け	20ミリメートル以上、	根巻き2~3回	1個につき	18円
	4つ穴、糸足つき	根巻き4回以上	1個につき	18円
	2 つ穴、力ボタンつき		1個につき	2 4 円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメート	ル	1か所につき	13円
製ポループ刊刊	糸ループの長さ5センチメート	ル	1か所につき	20円
ベント止め又はプリーツ しつけ	×印しつけ止め		1か所につき	14円
そで付け裏まつり			10 センチメートルにつき	24円
そで口裏まつり			10 センチメートルにつき	22円
ファスナー裏まつり	針目が3センチメートル間隔に	7針以上	10 センチメートルにつき	22円
襟付けまつり			10 センチメートルにつき	21円
ウエスト裏まつり			20 センチメートルにつき	27円
후 i'' w 나 삼 i t	内パット		1組(1着分)につき	62円
肩パット付け	外パット		1組(1着分)につき	5 9 円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき	止め	1着分につき	70円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	<u></u>	1枚につき	35円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートル	のもの	1個につき	18円

3 東京都電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日

令和4年12月24日

【適用対象者】 東京都内において、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及び その委託者

品目	工程	規格	金額	
電気部品(プリント基板	 整形のうち、足の曲げ		 1個につき 1円30銭	
に用いるものに限る。)			1,3132	
	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円35銭	
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭	
	部品の差し、折り曲げ、切り及び		1個につき 6円25銭	
┃ プリント基板	手はんだ			
フリン 至1以	 ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円65銭	
	100/20	足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭	
	マスキング(後付け部品のための	テープの幅6ミリメートル以下、		
	マステング(後いりが品のだめの 穴にテープを貼ることをいう。)	長さ30ミリメートル以上70ミリ	1か所につき 94銭	
	八にアーノを知ることをいう。)	メートル以下について行うもの		
	差し(リード線又はシールド線の端			
コネクター	末に取り付けられた端子をコネクタ		1端子につき 83銭	
	ーに差し込むことをいう。)			
	端末加工(表面の絶縁被覆部分が			
	はぎ取り済みとなっているシールド			
	線の一端について、アース線をよ	1しんで、かつ、15センチメート		
	リ分けてよじり、しん線の絶縁被覆	ル以上の長さのシールド線につ	1か所につき 5円03銭	
	をはぎ取った後、当該アース線及	いて行うもの		
	びしん線の端末をはんだ付けする			
シールド線	ことをいう。)			
	チューブ挿入(端末加工の途中又			
	は終了したシールド線の一端につ			
	いて、よじり済みのアース線にビニ	15センチメートル以上の長さの	1+1-0+ 2 m 0 C et	
	ールチューブを通した後、固定用	シールド線について行うもの	1本につき 2円86銭	
	チューブを通し、加熱して密着させ			
	ることをいう。)			
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭	